

◇番号：201909

◇研究機関名	京都大学	◇不正の種別	架空請求（カラ出張、カラ給与）、還流行為、補助金の目的外使用
◇不正が行われた年度	平成 28～30 年度	◇最終報告書提出日	令和 2 年 1 月 30 日
◇不正に支出された研究費の額	788, 820 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和元年 7 月 5 日、京都大学医学研究科教授に対し、カラ出張及び旅費の還流行為等、競争的資金等の不正使用に関する疑いがあるとする旨の通報があった。

【調査に至った経緯等】

予備調査を行った結果、通報内容に対して疑念を払拭する明確な証拠等がなかったため、本格的な調査が必要と判断し、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

部局調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 7 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

・調査期間

令和元年 7 月～令和元年 12 月

・調査対象

平成 27 年 4 月から令和元年 7 月までの期間で、当該教授が支出等に関連したすべての財源。

・調査方法

当該教授が支出等に関連したすべての財源について、書面調査においては関係資料を精査し、事実確認を実施。当該教授及び当該教授から旅費・謝金・給与を受給した者についてはヒアリング調査を実施。医学研究科の在職者（過去在籍者を含む）に対して、調査票による調査を実施。

◇調査結果

【不正の種別】

架空請求〔カラ出張、カラ給与〕、還流行為、補助金の目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

架空請求した資金を還流させ、研究調査対象者に対する交通費、昼食代等、実施していた補助事業費を使用できないと当該教授が考えていた経費を賄うため。

研究室の非常勤講師人件費や実習演習費の予備費を確保するため。

・手法

当該教授は学生に対し、架空の出張旅費を支払う目的で、旅費請求書に学生の氏名を当該教授自らが署名し、大学から旅費を支給させたうえで、学生から出張旅費相当額の現金を還流させた。（カラ出張及び還流行為）

次に、当該教授自身の名義で旅費請求を行い、当初予定されていた出張が後日に延期されたにもかかわらず、変更ないし取下げをせず、後日の出張も旅費請求を行い、二重に旅費請求を行った。（カラ出張）

当該教授は非常勤講師に対し、実習演習等の用務の実態がない日の出勤簿に押印するよう指示し、

又は非常勤講師から印鑑の送付を受けた当該教授が出勤簿に押印し、非常勤講師の作業実態があったかのように装い、過大に給与並びに旅費を支給させ、給与に相当する金員を現金で自身に還流するよう指示し、非常勤講師から現金を受領した。(カラ給与及び還流行為)

また出張先相手が来学したにも関わらず、当該教授自身が出張した旨の虚偽の報告を行い、出張旅費を請求した旅費が1件あった。また、予定していた出張が中止になったにもかかわらず、予定通り出張した旨の虚偽の報告を行い、出張旅費を請求した旅費も1件あった。(カラ出張)

当該教授が実施していた事業へのアンケート協力謝礼としてQ U Oカードを配付する予定にしていたが、アンケートを実施できなかった際に、調査研究担当者に未使用のQ U Oカードを保管させるとともに、当該調査を実施したかの如く受領書に電話調査対象者名を代筆で署名させ、大学に提出することで未使用のQ U Oカード代を補助金で負担させた。(補助金の目的外使用)

・不正に支出された研究費等の種類、額、年度及び関与した研究者数

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
機関経理補助金 学術研究活動支援 事業 大学等の 「復興知」を活用 した福島イノベー ション・コースト 構想促進事業	142,980 円	平成 30 年度	1 人
科学研究費助成事 業(学術研究助成 基金助成金)	63,200 円	平成 28~29 年度	1 人
運営費交付金	582,640 円	平成 29~30 年度	1 人
計	788,820 円		1 人(実人数 [※])

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

(私的流用の有無)

不正に取得された経費のうち、①還流させた金員については当該教授自身において現金で、②大学から当該教授自身の銀行口座に送金された金員については当該口座で、それぞれ個人管理していると説明していた。

しかし、①現金管理の金員に関しては、本調査開始後に作成したとする出納記録を提出するのみであった。また、当該出納記録についても、聞き取り調査時の当該教授による説明と整合しない点が複数存在し、研究室で管理・保管していたと当該教授が供述する現金とも金額が一致しない点が見受けられた。

また、②大学から振り込まれて当該教授自らの銀行口座で管理しているとしている当該教授自身のカラ出張の金員についても、給与等と同じ、いわゆる生活費として用いる銀行口座に振り込ませ、振込後に管理を分けることも行わず、領得する意思であったと推認されてもやむを得ない。

以上の状況を踏まえ、私的流用があったと認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査の結果、当該教授自身が架空請求の事実を概ね認めており、これらの不正を指示された学生や非常勤講師へのヒアリング、出張同行者へのヒアリング、当該教授が還流を指示したメール等から、不正な支出がなされたと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・当該教授は、新規採用教員研修で不正防止に関する講義や、研究費の適正な使用に係る e-Learning 研修を受講していたにも関わらず、このような不正を行ったことから、研究者としての倫理観、とりわ

けルールを遵守する意志（遵法精神）が欠如していた。

- ・当該教授は学生に対してカラ出張及びその旅費相当額の還流を求め、非常勤講師に対してはカラ給与及びその還流を求めたものであるところ、学生や非常勤講師としては、立場上、当該教授の求めに応じざるを得なかった面がある。
- ・カラ出張については、出張の事実が確認できる資料等により事実を確認して支払う制度ではあるものの、今回、証拠書類として提出された会議資料の中で意図的に出席者の改ざん等が行われており、不正を見抜き辛いことが要因となっている可能性は否定できない。同様にカラ給与（非常勤講師の勤怠管理）についても、学生実習受入病院における実習時の勤務実態についての確認が困難であることが、悪意をもって虚偽の勤怠報告を行われた際に不正を防ぐことができなかった要因である。

【再発防止策】

（１）適正な旅費手続の遵守、旅費の実費支給の導入

- ・出張者との面談及び出張先への事実確認を一定数実施する。また、事後的に追跡や確認ができるように用務先、用務内容等を具体的に記載することを徹底する。
- ・出張旅費の架空請求及び水増し請求の防止、出張事実等に基づく適正な旅費支給の徹底のため、証憑に基づく実費精算など、旅費制度の見直しに向け、検討を進める。

（２）非常勤講師の勤務管理について

- ・年間の授業開講予定（実習演習を含む）について、教務部門と人事部門で情報を共有する。
- ・非常勤講師にかかる採用時の説明において、今後は、服務規律等の説明も含めた他の非常勤教職員への説明と同等のものにより、非常勤講師が就業する際の遵法意識を高める。
- ・出勤簿について、中央事務室で統一的に管理を行うなど確実な日々の勤怠管理と教務情報システムによる休講・補講情報の確実な把握等において教務部門と人事部門が連携して、確実な授業実績把握及び給与の支払いに繋げる。
- ・他機関で行う実習科目については、実習受入先の責任者による現認等を検討する。

（３）教職員への会計研修の充実（公的研究費制度の理解）

- ・今回の不正な経理処理について、「研究費使用ハンドブック」やe-Learning研修において事例として取り上げることで、全学的に注意を促す。
- ・研究費の適正管理に関する資料や会計ルールを始めとした各種規程等のコンプライアンス遵守に係るコンテンツを用意し、教職員に対し受講を義務づける。
- ・様々な媒体において京都大学の学生あてに給与、謝金、旅費を受給する場合の禁止事項等について周知する。
- ・金券類の管理方法について、教職員に対して再度周知を徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教授を国立大学法人京都大学教職員就業規則に基づき、令和2年4月14日付で懲戒処分。（懲戒解雇処分相当）

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査開始後に使用停止をおこなった。

・本件の公表状況

京都大学における競争的資金等の不正経理に係る調査結果について
令和2年4月15日 京都大学ホームページに公表（氏名公表あり）